

# 指定介護予防特定施設入居者生活介護

## 重要事項説明書

< 令和2年4月1日 >

## 1. 運営の方針

- ① 高齢者の方々が、住みなれた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を継続して営むことができるよう、必要な日常生活上の援助、及び日常生活動作訓練を行います。
- ② 入居者・家族等の要望を踏まえ、地域社会とのつながりを保ちながら質の高いサービスに努めます。

## 2. 社会福祉法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 矢祭福祉会
代 表 者 名	理事長 高信 由美子
住 所	福島県東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷 122
電 話 番 号	0247-46-3385
設立年月日	平成5年8月4日

### 定款の目的に定めた事業

特別養護老人ホーム「ユーアイホーム」  
軽費老人ホーム ケアハウス「せせらぎ荘」  
老人短期入所事業  
老人デイサービス事業  
老人福祉センター  
相談支援事業  
障害福祉サービス事業  
居宅介護支援事業  
地域包括支援センター  
介護予防支援事業

その他、これに付随する業務

### 施設・拠点等

通所介護	1カ所
特別養護老人ホーム	1カ所
軽費老人ホーム	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
認知症対応型通所介護	1カ所

## 3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話	0247-46-3300
担 当 者	軽費老人ホーム ケアハウス せせらぎ荘 責任者

4. 軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘  
介護予防特定施設入居者生活介護施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名 称	軽費老人ホーム ケアハウス せせらぎ荘
所 在 地	福島県東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷 122
介護保険指定番号	介護 0772900270 福島県

(2) 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	勤務内容	計
責任者兼看護職兼 機能訓練指導員	看護師	1名(1)	兼務	看護業務 機能訓練業務	1名(1)
相談員兼 事務員	社会福祉主事 介護福祉士	1名( )	兼務	相談業務 事務一般	1名( )
介護支援専門 員兼介護職員	介護支援専門員 介護福祉士 ホームヘルパー1級	1名( )	兼務	介護業務 ケアプラン作成	1名( )
介護職員	介護福祉士 ホームヘルパー2級	5名(1)	名( )	介護業務	5名(1)

( ) 内は男性再掲 調理は外部委託

(3) 当事業所の設備の概要

定 員	30名	機能訓練室(会議室)	1室 39㎡
居 室 (ナースール/洗面所/トイレ)	2人部屋/2室 1人部屋/26室	浴 室	一般浴室/中間浴室 1室 33.82㎡
調 理 室	1室 16㎡	ト イ レ	障害者用/2カ所
食 堂	1室 78㎡	リネン室	1室 7.6㎡
宿 直 室	1室 9.1㎡		

5. 当施設が提供するサービス

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

< サービスの概要 >

① 居室(2人部屋=2室, 1人部屋=26室)の提供

② 食 堂

・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、ご契約者の年齢、心身

の状況等によって適切栄養量及び嗜好を考慮した内容の食事を提供いたします。

- ・ ご契約者の自立支援のため、離床して食堂において食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事の際には、介護職員がご契約者の心身能力を最大限に活用した食事への援助・介助を行います。
- ・ 食事支援に必要な用品（食事エプロン、介護食器、オーバーテーブル等）についてご利用者の食事能力に応じて助言いたします。
- ・ 食事の時間帯は次のとおりです。
  - 朝食： 7時30分～8時30分（先入室）
  - 昼食： 12時00分～13時00分（先入室）
  - 夕食： 18時00分～19時00分（先入室）

### ③ 入浴

- ・ ご契約者に対し、介護職員による入浴又は清拭を週2回以上提供いたします。
  - ☆ 一般入浴： 銭湯タイプ
  - ☆ 中間入浴： 車いすによる入浴

### ④ 排泄支援

- ・ 排泄の自立支援を介護理念としています。ご契約者の心身能力を最大限に活用した排泄への援助・介助を行います。
- ・ 排泄支援に必要な用品（ポータブルトイレ、尿器、おむつ各種等）についてご契約者の排泄能力に応じて適切にコーディネートいたします。

【尿器・オムツ等については自己負担になります】

### ⑤ 生活支援

- ・ ご契約者の心身能力を最大限に活用した着替え、移動や移乗、整容や清潔等の日常生活についての援助・介助を行います。生活支援に必要な用品の中で介護用品に属するもの（車いす、歩行器、移動バー）について、ご契約者の生活能力に応じて適切にコーディネートいたします。

【介護用品は自己負担になります】

### ⑥ 機能回復訓練

- ・ 当施設では、機能訓練指導員（看護職員兼務）により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は減退悪化の防止を目的とした機能訓練を実施いたします。

### ⑦ 健康管理

- ・ ご契約者の主治医又は嘱託医師と看護職員が連携して、健康の維持管理を行います。又ご契約者の心身の状態と病歴等も考慮し、ご契約者ごとに健康管理計画を策定します。

- ・ 看護職員による定期的なバイタルチェックと服薬剤の管理及び日常的な療養サービス（療養指導の範囲内）を受けることができます。

☆ バイタルチェック等で異常があった場合には、嘱託医師、ご契約者やご家族等に報告、協議のうえ対処方法を決定いたします。

#### ⑧ 生活相談

- ・ 生活相談員が、ご契約者の介護や生活に関する相談に応じます。
- ・ 生活相談員は、ご契約者やご家族等からの施設運営や契約に関するご意見を受け付け、ご質問にお答えいたします。

☆ 生活相談員は、当施設に関する「苦情や相談」の窓口となっています。

## 6. 料 金

### (1) 基本料金

#### ① 介護予防特定施設入居者生活介護利用料

下記は負担額が1割の場合の例

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要支援1	1,810 円	181 円
要支援2	3,100 円	310 円

※介護負担割合証に明記された1～3割の額での請求となります。

#### ② サービス提供体制強化加算（長期勤続職員による強化）1日6円× 日数

#### ③ 介護職員処遇改善加算 総単位数×8.2%

#### ④ 介護職員等特定処遇改善加算 総単位数×1.2%

#### ⑤ 生活費 1ヵ月あたり 44,513円

#### ⑥ 事務費 1ヵ月あたり 10,000円～25,864円 (前年の収入によって決まります)

#### ⑦ 管理費 1ヵ月あたり 22,000円

#### ⑧ その他 特別食（療養費）、行事参加費、理・美容代等は別途料金がかかります。

## (2) 利用料請求及び支払い

利用料の請求書は毎月 10 日頃までに発行します。利用料は毎月 20 日（休日の場合は翌営業日）施設が指定する金融機関（福島銀行・矢祭支店）より口座引き落としとさせていただきます。

## (3) 償還払い

ご契約者が、利用時に要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。

## 7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 体調不良の場合はご遠慮下さい
- ・ 外出／外泊 自由ですが、家族対応となります。さらに届け出が必要です
- ・ 飲酒／禁煙 所定の場所となります
- ・ 設備／器具の利用 職員の指示に従ってください
- ・ 金銭／貴重品の管理 別途契約となります
- ・ 所持品の持込み 居室のスペースに合わせてお持込み下さい
- ・ 個人的な受診 家族対応となります
- ・ 宗教活動等 宗教活動、政治活動、物品販売はお断りします
- ・ ペット 持込みできません

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 人命救助を第一とし、防災計画に基づき迅速に対応します
- ・ 防災設備 自動火災通報装置／誘導灯設備／火災通報装置設備／粉末消火器
- ・ 防災訓練 避難訓練／非常通報訓練
- ・ 防火管理者 藤田 富生

## 9. 事故発生時及び緊急時の対応

事故が発生した場合や体調の変化等があった時には、状態の確認および応急処置に取り組みます。（主治医や看護師と連携）下記に定める緊急連絡先に連絡し、必要時には協力医療機関等へ迅速に搬送し対応いたします。ただし、緊急連絡先に連絡がつかない場合は施設の判断により処置致します。

【 第1順位 】

住 所 \_\_\_\_\_

ふり がな  
氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

10. 苦情の受付

- ① ご契約者及びご家族等の皆様からの当施設に関する苦情やご相談について以下の専用窓口を設けています。

\* 苦情解決責任者

施設長 金澤健至

\* 苦情解決第三者委員

佐川 玲子 0247-46-2051

菊池 貞幸 0247-46-2577

\* 苦情受け窓口

責任者兼看護職員兼機能訓練指導員

吉成 忠一

生活相談員兼事務員

寺島 久美

受付時間 午前9:00～午後6:00

電話 0247-46-3300

FAX 0247-46-4400

E-mail [seseragiso-yamatsuri@orion.ocn.ne.jp](mailto:seseragiso-yamatsuri@orion.ocn.ne.jp)

- ② 行政機関その他の外部苦情受付機関

福島県社会福祉協議会 024-523-1251

福島県国民健康保険団体連合会 024-523-2700

矢祭町役場 介護保険係 0247-46-4581

11. 身体拘束について

当施設では、身体拘束廃止委員会を設置しています。原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶため、緊急やむを得ない場合は、入所者及びその家族に対して説明し同意を得た上で、

次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で行うことがあります。身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ① 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる容態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録します。
  - (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
  - (2) 非代替性・・・身体拘束以外に入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
  - (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。
- ② 入所者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。
- ③ 身体拘束の解除、(改善方法) 期間の見直し等について、最大1ヶ月に1回は検討を行い、入所者又はその家族に説明を行い同意を得ます。

## 12. 福祉サービス第三者評価の実施状況について

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉法第78条の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するものです。

社会福祉事業が提供するサービスの課題等を把握し、福祉サービスの質の向上への取り組みを促進すること、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、利用者のサービス選択を支援することを目標としています。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

## 13. その他



令和 年 月 日

介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 福島県東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷 1 2 2  
社会福祉法人 矢祭福祉会  
理事長 高 信 由 美 子 印

説明者所属 軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘  
職 種 責任者兼看護職員兼機能訓練指導員  
吉 成 忠 一 印  
生活相談員兼事務員  
寺 島 久 美 印

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から介護予防特定施設入居者生活介護事業についての重要事項の説明を受けました。

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

ふり がな  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

ふり がな  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

契約者との続柄 \_\_\_\_\_

ご家族 住 所 \_\_\_\_\_

ふり がな  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印